

## 土田杏村の教育観と修身教科書批判 (2)

— 『道德改造論』を中心に —

山中 芳和

本研究は、西田幾多郎門下の哲学者で近代の可能性を追求した文明批評家、土田杏村の教育観と教育目的論を考察し、それとの関連において主著の一つである『道德改造論』を対象に、昭和初期の修身教科書批判の内実とその特質を明らかにする事を課題とする。

第一報では、「人格の自律」に焦点化された杏村の教育に関する議論が、道德論の基底にあることを明らかにした。第二報の本稿では、『道德改造論』を主な資料として、明治以来の教育を国家の絶対的権力による強制的教育であると理解していた杏村が、昭和初期の小学修身書をどのように批判し、いかなる改造の道筋を提示したのかを考察した。

Keywords : 昭和初期, 土田杏村, 人格の自律, 『道德改造論』, 修身教科書批判

### 1 本稿の課題

1931 (昭和6) 年, 土田杏村 (1891 ~ 1934) は『道德改造論』と題する一冊の著書を刊行した<sup>1</sup>。在野の哲学者, 文明批評家として生きた杏村は<sup>2</sup>, 「1920年代の日本の知的世界を代表する人物の一人であり, 彼の手になる膨大な著作は無視することのできない数の読者を知的公衆のあいだに見出していた」<sup>3</sup>。教育に関する著作も多く, 『自由教育論』, 『現今教育学の主問題』, 『教育の革命時代』等, 新カント主義の教育学のもとに, 人格の自律を重視し, 実践面では自由大学運動に見られるような成人教育に関わった<sup>4</sup>。

杏村は, 学校の学習活動の中では児童の自律的人格を尊重し, とりわけ道德や訓育においては児童の道德的判断の自由が必要であることを求め, 児童自らが新しい生活様式の発見者となることを主張した。子どもの自律性は倫理的課題であると同時に教育学的課題でもあり, 社会生活の中で子どもたち一人ひとりが実現すべき, あるいは実現を保証されるべき当為命題であることを踏まえるならば, 子どもが本来の人間的生活の主人公になっていけるように, その実現をいかに援助していくかは, 大人世代が対峙すべき課題である<sup>5</sup>。児童の道德的判断の自由を求めた杏村は, 大正末から昭和初年の国定修身

教科書に基いた道德教育にどのように対峙したか。本稿は『道德改造論』を中心に, その刊行の意図及びその中で展開された修身教科書批判の内実を考察し, 昭和初期の歴史的現実の中に位置づけることを課題とする。

### 2 『道德改造論』刊行の意図と修身教育

『道德改造論』は, 杏村没後の1935 (昭和10) 年には, 「道德論」と題して『土田杏村全集』に収載され, その際次のような解題が付された。

「文部省著作小学修身書の批判として書かれたものの, しかも断じて教授参考書ではない。杏村はこの書と共に, 道德の現社会的段階を確実に認識せよ, と大声叱呼しつつこの書を世に贈ったのであり, 実に杏村の青年時代から彼の胸奥に鬱結していた道德観, 即ち旧道德の批判と新道德の提唱とが最も大胆率直になされているのである。蓋し杏村の論著中最も精彩に富む一篇と視られ得るであらう」<sup>6</sup>

『道德改造論』を刊行する杏村の意図は何か。杏村がいう旧道德とは何か, またそれをどのように批判するのか<sup>7</sup>。同書序論の冒頭部分を見てみよう。

「本書は, 文部省の著作にかかる小学修身書即ち所謂国定修身書の内容を, 一々具体的に批判したものだ。私はこの国定修身書の, 道德に対する理解に

---

岡山大学大学院教育学研究科名誉教授 700 - 8530 岡山市北区津島中3 - 1 - 1

Tsuchida Kyoson's Educational Thought and Criticism of Textbook for Moral Education (Shusin) (2)

Yoshikazu YAMANAKA

Division of School Education, Graduate School of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Kita-ku, Okayama 700-8530

は、その儘信服することが出来ない。随って私の批判は、寧ろ概ね非議になっているであろう。」(3頁)

とはいえ杏村は、小学修身書は「苟くも国民教育の原典であり、国民的道義心の根柢として今小学校に行はれつつあるもの」(3頁)とし、修身書の存在自体は批判しない。「今日本の道徳思想の水準は、国定修身書によりほぼ示されている」(3頁)という理解に立ち、「日本の社会道徳、社会生活理想について具体的な見解を述べることは、私自身としては、一の義務であるやうに考へられさへする」と述べ、日本人の生活の将来に「高邁な国民理想を擁護し、一国民としての責務を果たそうと努力する」との位置から同書を刊行した(3頁)。

杏村が読者に想定したのは「教育界の人達」だけではない。「封建主義社会を脱して近代資本主義社会の中に生長している現代日本」の道徳思想は何かを問うには、教育界だけではなく、「現代日本の道徳的見方の改造を国民の間に提議したい」というのが杏村の願意であった(5頁)。杏村の執筆活動は、社会を改造するという「運動への心熱」によるものであり<sup>8</sup>、「出来るだけ議論を平易にしよう」として、『道徳改造論』も語りかけるような講演体で執筆した。

杏村は「教育を通して社会は本当に改造せられる」との信念を持っていた。1924(大正13)年に刊行した『教育の革命時代』では、「現代教育の精神がいかにか改造せられねばならぬか、又教育を通ほして社会を改造するとはいかなる方策によってであるかの大綱を論じ」<sup>9</sup>、この書を理論的基礎として当時の教科書の内容を批判し、時代に適応したその取り扱いを論じた小著を公刊する意図を持っていた。杏村は道徳問題に関して『教育の革命時代』のなかでどのような理論的大綱を展開したのか。杏村は「小学校の学校教育が如何なる精神を以て行はれつつあるかを瞥見して置かう」として次のように述べている。

「小学教育の目的に基本とせられるものは、言ふまでも無く国民的精神である。国民的精神が即ち人間の道徳的、人格的訓育に外ならぬのだ。一步脚を小学の校舎内に運んで見んか、其処には日清日露役の戦利品、義勇奉公の掛図(中略)等、何れか軍国主義的帝国の赫々たる武勲を語らぬものがあろう。児童等の純真なる感情は、其の英雄的の精神によって燃え立たせる。実際教育家の中に其の国民教育的訓育を疑賦ものは無く、彼等は真に良心的に其精神を鼓吹する。教育学者倫理学者も亦、国家を以て個人の最高完成と見、国民精神を教育の目的の究極的なものとする。」(『教育の革命時代』14頁)。

杏村は当時の教育においては、国家が一切の理論的批判を超越して、国民の生活の根本的依拠点とな

っているとの理解に立ち、「教育の目的としては、其の最後のものに常に国家的なる形容詞が附けられ、歴史も国語も修身も、なほ進んで理科の教授も、一斉に国家的教育を目標としなければならぬ」状況に拘束されている当時の現実を指摘し(『教育の革命時代』50頁)、このような現状把握にたつて杏村は訓育のあり方に関して次のように主張する。

「訓育にあつては、先ず児童の道徳的判断を自由化せしめようと勤める。」(『教育の革命時代』110頁)

「訓育の内容は、大半は人を人にする教育ではなくて教権による宣伝だ。」(『教育の革命時代』114頁)

「学習のあらゆる機会において児童の自律的人格活動を展開せしむる。既に出来上がった道徳や知識の丸薬を与へて自然に彼等の消化力を弱めることを為さない。」(『教育の革命時代』396頁)。

教権による徳目注入的な訓育ではなく、児童の自由な道徳的判断を促し、自律的な人格活動を展開するというのであるが、国定教科書に基づく学校教育において、児童の人格を自律的に育めるような修身科教育の可能性が果してあったらうか。

教育学者の村井実によれば「修身科の教授というのは、教育としてはきわめて単純な形式をとって実施された。つまり、勤勉、孝行、忠君、正直等の徳目毎に興味深い例話や逸話を紹介して、それによって生徒に道徳的感銘を与えるという方法がとられていた」<sup>10</sup>。村井は修身科の内容が軍国主義的あるいは国家主義的であり、説話が非合理的であったことから、修身科という教科自体が「駄目であったとすることには何の異論もない」<sup>11</sup>としながらも、戦前戦中の世代として自らが受けた修身科の教育について、「私自身は、むしろ少なからず興味と感動を覚えた経験を持っている。むしろ感動のあまりに涙を流したり、教えのとおり正直でありたいとか、勤勉でありたいとか、愛国者でありたいなど、何度か固く決意した経験すらもっている」<sup>12</sup>と回顧している。

そのうえで村井は修身科の教育が批判されるべき点は、「修身科が、単に徳目を掲げて説話を行い、それをもって生徒に感動を与え、それをもって事足りると考えたことである。それで道徳教育ができると思ひ込んだ」<sup>13</sup>ことであり、修身教育の決定的な欠陥は、「修身の時間での先生の話に感動した生徒達が、時には涙をこぼすほどに感動しながらも、事実上自分で具体的にどう行動するかをほとんど考えなかった」<sup>14</sup>ことにあるとし、このような教育を「ただ権威と権力に頼って強行しようとした。ここに純粹な教育的或いは教育方法的見地からの修身教育の決定的な失敗があった」<sup>15</sup>と指摘する。教権による徳目注入的な訓育では児童の自由な道徳的判断に基

づく実践的な活動は望むべくもないという杏村の批判を、村井は自らの体験を踏まえて指摘しているのである。

杏村は『道徳改造論』をほぼ一年間にわたって雑誌に連載していたころ、『思想問題』と題した著書を刊行した<sup>16</sup>。この書は、「小学校を卒業したものであるならば、容易に理解し得る」ように「出来る限り平易の言葉で叙述しようとした」もので、「現代の思想問題を根本的にいかに解決すべきかについての私見を述べる」ことを意図していた<sup>17</sup>。この中で杏村は社会の改造を物的改造と心的改造の二つの視点からとらえ、前者が社会の客観的な組織を外的に改造することであるのに対して、心的改造とは「個々人の主観的な道徳意識を内的に改造することを意味する」<sup>18</sup>として次のように述べていた。

「我々の生活の道徳的改造は、外形だけでよいといふものではない。法律は我々の生活の外形を規律立てるが、それだけでは法律は道徳にならない。道徳的であるためには、個人が道徳を意識し、道徳的の良心を内に感じ、その道徳的良心への義務を感じて動くところのものでなければならない」<sup>19</sup>。

ここには、杏村がすでに1924（大正13）年の『教育の革命時代』で示した、自由な道徳的判断を促すことによって児童の自律的な人格活動を展開するという道徳教育の原理が、＜道徳の意識化＞→＜道徳的良心の内観＞→＜道徳的良心に基く行動＞という過程に具体化されている。

日本の国民教育の目的をはじめて明文化した1890（明治23）年の小学校令（第二次）は、その後国民学校令制定までのおよそ半世紀にわたり、日本の初等教育を規定してきた。そこでは「小学校ハ児童心身ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」とし、その教科目を「修身読書作文習字算術体操」と定めていた<sup>20</sup>。以後修身は常に教科目の筆頭に置かれ、教育勅語の後に定められた小学校教則大綱では、「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓発シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」として、修身科の授業は教育勅語の旨趣にもとづいて行なわれるべきことが規定された。日本の学校教育の中核であった修身教育に対して、杏村は児童の自由な道徳的判断を促し、自律的な人格活動を展開するという自らの道徳教育の原理に立ち、「私はこの国定修身書の、道徳に対する理解には、その儘信服することが出来ない。随って私の批判は、寧ろ概ね非議になっているであろう。」（3頁）と述べ、その内容を『道徳改造論』において一課ごとに具体的に批判するのである。

杏村が批判の俎上に載せた『高等小学修身書巻一 児童用』の修身教科書は、1913（大正2）年から1930（昭和5）年3月の間使われた。この教科書の編纂意図を1918（大正7）年4月の「高等小学修身書編纂趣意書」によって見てみよう。

「高等小学修身書ハ尋常小学修身書ニ継続シ、児童ヲシテ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ更ニ深く會得セシメ、且コレニ基ヅキテ其ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ実践ヲ指導シ、以テ一層陶冶ノ功ヲ堅実ナラシメンコトヲ期シテ編纂シタルモノナリ」<sup>21</sup>。

高等小学修身書は尋常小学校の修身教育との接続を確実にし、教育勅語の旨趣の理解の深化を図るとともに、実践の指導を通して一層の陶冶の実を挙げることが意図されている。教授の材料に関しては、従来の教科書が人としての心得を、個人・国民・家庭・社会に即して順次、「道徳大綱」を授ける方法であったのを、高等小学修身書ではこれを改めて、「一層具体的ニ且直截ニ我が国民道徳ノ枢軸タル忠孝ノ念ヲ涵養シ、国民古来ノ美風ヲ發揮シ、且能ク聖旨ヲ奉体セシムルニ適切ナルヤウ題目ヲ選ベリ。」<sup>22</sup>との方針に基いて、第一課「大日本帝国」に始まり、第二十六課「忠良なる臣民」で結ぶとしている<sup>23</sup>。これにより、1904（明治37）年以来使われていた旧修身書と比べて全28課から全26課と課数では幾分減少するが、「各課ノ内容ヲ豊富ナラシメンガ為ニ、頁数ハ増加シテ旧修身書ノ二倍余」となり、文章は成るべく平易を旨として「児童ノ負担ヲ重カラシムルコトナシ」とする配慮を施したとしている<sup>24</sup>。

一方、尋常小学校の場合、『高等小学修身書巻一 児童用』の修身教科書が使われていた1913（大正2）年から1930（昭和5）年3月の間に、尋常小学校の修身科で使われていた教科書はいわゆる国定第三期の教科書であった。この期の国定教科書は、1918（大正7）年から1932（昭和7）年にかけて使用され、修身の教科書は大正デモクラシーの風潮の中で、第二期の性格から一変して「国際的協調性を濃厚にし、また社会道徳の強調等、近代的倫理に富んだもの」<sup>25</sup>となり、「近代市民・公民としてのモラルを著しく強調し、逆に前期の教科書を支配していた忠君愛国的色調の退潮」<sup>26</sup>が見られるものであった。しかし第三期修身教科書のかかる性格は、同時期の高等小学修身書には見られない。したがって仮に1918（大正7）年の尋常小学校入学の児童を想定すれば、尋常小学校では、国際的協調性や社会道徳、近代的倫理を含んだ修身教育を受け、高等小学では、国民道徳の枢軸としての忠孝の念を培い、古来の美風を發揮し、また聖旨を奉体させるための修身教育を受ける事となり、編纂趣意書が意図した、高等小学と尋

常小学の修身教育の接続や教育勅語の旨趣の理解の深化を図るには、教室での教師の指導に相当の工夫が必要であったらう。

杏村が修身教科書批判としての『道徳改造論』を刊行したのは1931（昭和6）年11月であったが、教科書への関心について、杏村は別の論考の中で、「小学校に於ける教育の内容、別して教科書の内容を批判する仕事などは、社会的に一層切実のものであらう。何故ならば、これは直ちに次代の民衆の持つイデオロギイの根基を定める問題であるから。」<sup>27</sup>と述べている。人々の道徳生活や宗教生活が希薄化の中で杏村が「何が今根本的に民衆に欠乏しているか」を考えた時、民衆の「良心基礎を確立する」事の必要を認め、「社会人に人生の意義を考えるやうな教育の必要を力説したい。現代の教育に於いては、その教育が全く欠けている」<sup>28</sup>との認識があったことがうかがえる。杏村にとって『道徳改造論』と題して修身教科書の批判書を執筆刊行することは、そのための実践の一つであったといえるであろう。

杏村が批判の対象にした教科書は、1913（大正2）年4月から使用されていた『高等小学修身書巻一児童用』であった。義務教育機関としての尋常小学校の修身教科書ではなく、高等小学校の修身書を批判の対象としたことについて、杏村は、「小学修身書は幾冊もありますが、私はいまテキストとして高等小学校修身書巻一を取りました。尋常小学修身書では、道徳の説明がまだ高い程度に理論化せられてゐないからであります」（41頁）と述べるのみであり、尋常小学修身書がいかなる点において理論化が十分でないのかについての言及はない。

尋常小学校教科書は強力な国家統制のもとに五次にわたって改訂されたが、高等小学の教科書は、明治40年以降、終戦直前の昭和19年の改定を含めてわずかな修正程度の改定が三回されたに過ぎなかった<sup>29</sup>。高等小学校は1907（明治40）年の小学校令改正により2年制を原則とし、六カ年を義務教育年限とする尋常小学校に接続する初等教育学校であったが、尋常科6年から中学校進学への道が開かれたことにより、高等小学校は学校体系上全く別個の学校系統として存在し、先に進むことが絶たれた、いわば袋小路の学校系統であった<sup>30</sup>。しかし、修身教育の基本方針が「忠良なる臣民」の教育にあることでは、尋常と高等の違いはなかった。とはいえ、尋常科よりも保守的性格が濃厚な高等科では「封建的家族主義に立脚した家族国家観が強調され、社会構成の基底として、あるいは農村の堅実な中堅としての教育が意図され」<sup>31</sup>、杏村が批判した『高等小学修身書巻一児童用』では、家族国家観の論理が尋常科

と比べてより緻密、かつ濃厚に構成されている<sup>32</sup>。

杏村が『高等小学修身書巻一児童用』の逐条的批判を雑誌『教材講座』に連載したのは、この教科書が使われ始めて15年を経た、1928（昭和3）年から翌年にかけてであった。「雑誌に公表するや、教育界からは少なからぬ反響を聞くことが出来」（3頁）たと杏村が記しているように、この批判は「当時教育界に相当の反響を引き起こし」<sup>33</sup>、「文部当局者の中にはこの論の公表を悦ばないものがあった」ことを杏村も側聞していた（4頁）。現行の教科書を批判する事は杏村自身も、「教育界を攪乱するおそれ」があるとして、著書としての刊行を控えていたが、その後「小学修身書が改正せられようとしていること」（4頁）を知り<sup>34</sup>、現行教科書の批判による教育界の混乱の恐れもなくなったとして、「現代日本の道徳的見方の改造を国民の間に提議したい」（5頁）との意図から『道徳改造論』を公刊したのである。

このような経緯の中で公刊された『道徳改造論』の批判内容を検討するには、杏村の全集編纂者の一人で、哲学・宗教・道徳・教育の部門を担当した務臺理作がいうように、現行国定教科書の批評書としてのみならず、杏村の「一般思想批判の根底をなすところの道徳的信念を明らかにしているもの」<sup>35</sup>として『道徳改造論』を読み解く必要があるだろう。次節において杏村の言辞によりながら、『高等小学修身書巻一児童用』の逐条的批判の跡を辿っていこう。

### 3 『道徳改造論』と修身教科書批判

#### (1)

『道徳改造論』は以下のように構成されている。

第一章	道徳と社会制度		
第二章	道徳の歴史的具體性		
第三章	道徳の主観主義と客観主義		
第四章	日本と忠君愛国		
第五章	家族制度と道徳		
第六章	孝行と敬老	第七章	勉学と貧困
第八章	職業と勤勉	第九章	自立自営と反省
第十章	質素と礼儀	第十一章	公正と寛容
第十二章	同情と共同	第十三章	修養
第十四章	戊申詔書	第十五章	結論

以下、各章で展開される杏村の『高等小学修身書巻一児童用』の逐条的批判の内容を検討する。

序および第一章から第三章は総論であり、本書の意図と杏村の道徳観、修身教材とその教授の特性が論じられる。第四章から第十四章は、『高等小学修身書巻一児童用』の第一課「大日本帝国」から最終

課の第二十六課「忠良なる臣民」までの徳目批判とその「取り扱いに於ける注意」（223頁）が、最終章では「現行修身書はどういふ点でなほ不十分であるか」（225頁）として結論が述べられている。

まずは「序」についてである。杏村は冒頭において「本書は文部省の著作にかかる小学修身書即ち所謂国定修身書の内容を、一々具体的に批判したものだ」（3頁）と直截にその意図を明示する。その際、現在の日本の道徳思想の水準は国定修身書にほぼ示されているとの立場から、それを批判する事で「現代日本の道徳的見方の改造を国民の間に提議」とともに、「近代資本主義社会の中に成長している現代日本」が持つべき道徳思想を論じるのが本書の主眼とするところであるという。このような意図から、杏村はできるだけ平易な議論を展開し、文体も講演体の文章で書き表す事により、「世の人の心に訴え、国民の道徳思想の更改に資する」ことを期待しており（5-7頁）、現代の社会に関心を向け、社会生活の具体的諸問題の解決を生涯に亘る自らの使命としていた杏村の姿勢が顕れているといえよう<sup>36</sup>。

<道徳と社会制度>

この章の冒頭、杏村は「日本は今どの方面でも行き詰まりの状態です。政治でも経済でもどうしてよいのかさっぱり分からない」（13頁）中で、誰にも分かる形で生活の根本方針の説明が求められているという。「今日、日本は不景気に苦しんでいる」が「世界全体がその不景気に苦しんでいるのであります」（14頁）と杏村がいうように、1929（昭和4）年のアメリカの株式市場暴落に端を発する世界恐慌は日本にも波及し、とりわけ農業恐慌の深刻化に伴う町村財政の窮乏が、二部授業や学校統廃合など、小学校教育の条件を劣悪なものに陥っていた。杏村が『道徳改造論』の内容を雑誌に連載していた1928（昭和3）年前後の大正後期から昭和初期にかけての日本国内の教育は、新教育運動が開花し、その成果を継承・発展させる労働者・農民を中心とする無産者層のための教育運動と、教育のファシズム化による民衆教化運動や体制づくりとの対立が展開していく過程であった<sup>37</sup>。その際の民衆教化の方針は、修身教科書の徳目設定に一貫している。例えば1910年（明治43年）の尋常小学修身書の編纂趣意書では、教材は小学校令施行規則第二条に基づいて「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基ツキ日本国民タルニ必須ナル道徳ノ要旨ヲ授ケ児童ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ実践ヲ指導シ、児童ヲシテ因リテ以テ勅語ノ旨趣ヲ奉体セシムルニ必要ナルモノヲ選」<sup>38</sup>ぶ方針により選択、配列し、徳目の中心に「忠孝」を置き、「我が国民道徳ノ枢軸タル忠孝ノ念ヲ涵養スルコトハ旧修身書ニ於

テモ大ニ意ヲ用ヒシ所ナレドモ、今回ノ修正ハ一層其ノ精神ノ養成ニ努メ、之ニ関スル課数ヲ増加」<sup>39</sup>すると説明している。

杏村は道徳の問題を単に「二人者間の対人関係」においてではなく、「もっと広い、大きな関係範囲を考へなければならなくなった。即ち社会生活そのものを考へなければならなくなった」（20頁）と述べ、道徳の見方においてできるだけ大きな広い関係の見方、いわば「社会的の見方」（23頁）を提示し、「社会の仕組みが発展し、日本も有力な資本主義国になったとすれば道徳もその資本主義制度と平行して新しくならなければならない」（25頁）という。すなわち、外来思想だからそれを排斥するのではなく、また、「経済的には近代資本主義社会になったが、道徳だけは封建主義社会の道徳でとどまっていよう」（25頁）というのでもなく、「社会の組織がさうした世界共通のものである以上、道徳もまた世界共通になるより外に致し方がない」（26頁）と述べ、社会の発展と変化の中で道徳にも発展変化が起き、新しい道徳は社会生活の変化が土壌となって生み出されると説くのである。

<道徳の歴史的具体性>

杏村によれば「思想といふものは一つの社会制度を前提し、その上に成立している」（29頁）。したがって「世界の生活が世界経済的に共通になればなる程、日本の思想や道徳も亦世界共通になるより外に致し方がない」（31頁）のであり、過去の古い時代の生活の思想や道徳をそのままに押し通そうとする態度ほど独創的でない生活態度はないという。日本の思想や道徳が世界共通的で国際的なものにならざるを得なくなっている現実の中で、それぞれの地域や国の歴史を考慮しつつ、「思想は具体的に変化しなければならない」（33頁）という。

「生活には歴史といふものがある。歴史があるから生活は個性的となる。この歴史は、生活の深い根でありますから、容易にはそれを破壊し去る訳に参りません。（中略）日本には日本の歴史がある。過去何十世紀か、民族の生活を経過せしめて来た歴史がある。その歴史的堆積、歴史的壓力は、一朝一夕には破壊せしめられない。そこですべての思想すべての方策は、この歴史生活を基礎にしなければなりません。この歴史生活を無視する態度こそは、抽象的な、非現実的なものであります。」（34頁）

この立場から杏村は、「真に日本の现实生活に対応した思想や道徳が存在するとすれば、それは世界共通的な、国際的な立場を取っている日本の生活を表現するとともに、歴史的に深い根を置き全く個人的になっているその日本の生活をも表現しなければ

ならない」(34頁)という。すなわち、「社会性と歴史性との結合した点」(37頁)に道徳を求め、日本の道徳は、日本の社会が置かれている今の世界共通的、国際的な現状に即した社会性を持たねばならないと同時に、「その社会性は日本の歴史生活によって包容せられ、個性化せられなければならない」(38頁)ととらえるのである。

道徳の内実を構成する素因を社会性と歴史性に焦点化した杏村は、これに照らして当時の日本の修身教育の実情に言及し、日本の歴史生活が社会化しなければならない例として「忠君愛国が新社会化しなければならない」(38頁)ことを挙げる。例えば今の青年少年達が「長く保守的な修身教育」によって「公式的には忠君愛国とか教育勅語とかいふこと」を知っていても、「新思想の影響を受けてその保守的の見方には疑問を持っているが、それならばどういふ道徳を取ればよいか、その判断はついていない」(38頁)という。何故このような事態になるのか。杏村によれば「小学中学の道徳教育が、新時代の社会生活に重心を置くものでなかったから、彼ら学生はどれだけ修身教育を受けても、現実生活の説明を聞くやうな気がしなかった」のであり、「これこそは現実日本の重大問題ではないかと思ふ」(39頁)という。このような問題意識から杏村は「従来道徳はいかやうに説かれてきていたか」について、「高等小学修身書巻一」を対象に、道徳の原則論ではなく個々の徳目を「一々具体的に批判」し、「この小学修身書の改造を国民の全部へ訴へ」ようとするのである(40頁)。

<道徳の主観主義と客観主義>

杏村は本章のはじめに「教材論」を展開し、修身教材とその教授の特性を論じる。杏村によれば「事実を事実在りの儘に教へる」理科や地理や歴史の教授、また「文章の内容を解釈する」読方教材などは、「誰が取り扱っても異なるところはない」(43頁)。これに対して修身教材は「単に事実を事実として教授することができない」のであり、「教科書の文句を解釈して教へればそれでよい」というものでもない。修身教材は全体が「道徳に関しての一貫した或る理論的体系」を背景として構成されるところにその特性があり、したがって「必ず或る統一した理論を以て解釈せられ教授せられなければならない」(44頁)という。その際、核になるのは「子どもの良心に訴へ」ること、即ち「人生の価値あるものに対して人格全部の態度を向ける」ことであり、この点が他の教材との違いであると杏村は考える(44頁)。

この理解は杏村の教育観にほかならない。杏村において教育の目的は人生一般の目的に依存し、人生一般の目的は価値に存する。人間の生は無限の経過

のなかで無限の努力を以て、人間としての価値を追及することであった<sup>40</sup>。それ故、被教育者を生の無限の経過のなかで無限の努力を以て、人間としての価値を追及する人物にまで形成することが教育の目的であり、教育によって人格の自由化すなわち人格の自律が促される。杏村は次のようにも述べている。

「人格は人格自らで育つより外に仕方がないのであります。(中略)子供を指導するといふ場合にも、判然主体たる人格を指導する事は不可能であって、若し其れを指導したとすれば、其れは確かに干渉であり、強制であります。(中略)やはり教育者は被教育者の自治によって自律的に自己人格の主体たる意義を自覚せしめて行くより外に仕方が無い。」<sup>41</sup>

児童の自律的人格の確立を目的とする教育観にたつ杏村にとって「修身教材を教授するとはどういふ風にする事」であったのか。「どういふ教授の途を取った時に、道徳はよく教授せられたといふのであるか」(45頁)。杏村はまずは「道徳の道徳たる所以の権威が教へられなければならない」という。人は人間である限り「道徳的でなければならない」存在であると考え杏村において、道徳は「高い力を以て人間を拘束」し、「絶対的の資格を以て人間に望む」ものであった。人間の様々な行動の内奥には「良心の声」としての道徳が息づき、「人間生活の内面から命令する声」が人間の行動を方向付けると杏村はいう(48頁)。したがって、道徳教育とは人間の内面から命令する声を聞き分け、その声の根拠を「いよいよ鞏固に鍛へて」いくこと、これが杏村における「自律的意志」を育むことなのである(50頁)。自律的意志の人格として行為すること、人間が人間らしく行為するという道徳的態度をつくり上げるとは杏村の「人格主義」に他ならないのである(51頁)。

しかし、道徳たる所以が個々の人格の良心にあるとすれば、人間の行為の道徳性を判断する「客観的標準も無く、道徳は甚だ個人的主観的のもの」となるだろう。個人の良心に拠る行為であっても、実際は「道徳的でなかったと判断する根拠は何れにあるのか」(53頁)。こう自問し、杏村は主観主義と客観主義の合一という視点により、両者を対立的にではなく主観主義から客観主義へと向かう方向性の中で、「主観に出發したものは客観的のものとは一致しなければならない」(55頁)ととらえ、「道徳の道徳たる由縁の根拠に出發して、客観に向かふ」「主観的に真に道徳的であったことが客観的にも誤りの無い公衆の道徳であったことが証明せられる」とする(同上)。

公衆の道徳という言葉からもうかがえるように、杏村は道徳の客観を社会に求め、主観主義と客観主

義が合一しうるには、「個人的主観の核心と見られる可き人格の立場を其儘に拡充したものが社会の立場になっていなければならない」（56頁）という。したがって「真に人格が人格としての意義を發揮していくためには、社会的の対場に立たなければならない」のであり、それによって初めて「人格は人格の意義を發揮し」、「主観主義は客観主義と結合し得る」と杏村は考える（同上）。カントの普遍妥当性の概念を意識しつつ、それを社会的妥当という用語で以て集約し、「道徳は、個人の人格意識に出發したものであるが、然る限りそれは当然、社会的妥当性を持ったものでなければならない。主観的には個人の人格意識であります、客観的には社会妥当性であります。」（59頁）と述べている。このような「道徳の見方」の一般的考察から、道徳教材は「人格意識の基礎の上に立つか、社会的妥当性を持つか、その一方から進んで他方に合し得るか」（59頁）を顧慮してその適切性が判断される必要を述べて、杏村は高等小学修身教科書の具体的な批判を展開するのである。

（2）

<日本と忠君愛国>

修身書の第一課から第八課は、順に「大日本帝国」「その続き」「忠君愛国」「家」「孝行」「その続き」「親類」「敬老」と題されているが、杏村はまずこれらの科目配列の順序を批判する。これらは全体として「我国の家族制度の本質を明らかにし、国体の成立を確認し、わが国道徳の大本を基礎づける」（61頁）ことが目的であるが、「国民道徳と人間としての道徳」の両者の関係から見たとき、論述の順序に疑問があるという。杏村によれば「人をして道徳につき真に納得せしめるには、最初に人間としての道徳の本質につき知らしめるところがなければならない」のであり、それには「最も一般的普遍的の道徳について知らしめ（中略）、然る後個性的具体的の生活が我々日常の真実の生活であることを述べる」という順序が自然である（同上）。しかし現行の教科書はその順序をとらず、「教条的の順序」あるいは「宗教的の順序」（62頁）になっており、ために小学校の教育が「道徳の本質につき知らしめるところがない」現状になっていると批判する（63頁）。「国民道徳に熱烈な信念を持っている」と表明する杏村であったが、それは「人間一般の道徳についての理論を基礎としてのもの」であって、「最初から国民道徳一点張りで進んでは、聖書教育と同じ」であり「却って道徳に関する国民の理解を進めない」（64頁）という。

以上を前置きとして杏村は、国家と家族制度の本

義を説いた第一課から第八課については、「余にも保守的であって、現在の国民の道徳的問題にびったりと触れない」（64頁）と指摘する。まず第一課・第二課の「大日本帝国」について見てみよう。

この部分は『高等小学修身書巻一児童用』では一頁から六頁に亘っており、「我が大日本帝国は万世一系の天皇の統治し給ふ所にして、世界無比の国体を有す。」で始まり、児童に「我が帝国が如何にして起り、又今日如何なる国運に向へるか」を理解させ、「我等の生れて此の盛事に遭へるは何等の幸福ぞや」を感じさせようとする<sup>42</sup>。杏村によればこの部分の説述は法律的、乾燥的であり、国民としての感情が動かされず、大日本帝国を国民道徳の大本として述べるには、「最初に共同社会としての日本民族の集団生活を、感情を籠めて書かなければならない」（65頁）という。すなわち杏村は「皇室や皇位は、疑ひも無く確實の実体であり、すべての拠って立つ基礎」ととらえ、「不拔の大本」として「無限内容の国民生活が確実に客観的に表明せられたもの」であるとの理解から、「上皇室と下臣民とが一体になって大日本帝国の国体を完成してきたこと」を盛り込むべきであり（66頁）、文体も人を動かすような、「子どもの心を打つ」ような書き方を求めている。

第三課「忠君愛国」については、『高等小学修身書巻一児童用』が、はじめに「一朝国難の起る場合には、身を棄て家を忘れ、力を盡して之に當り、以て天皇陛下の大御心を安んじ奉るは忠君愛国の道」とのべた上で、「平時にありて忠君愛国の道を全うするはよく身を修め家を齊へ、各其の職分を盡すにあり」（修身書6-7頁）と説いている事について、「平和の日に於ける日常道徳としての忠君愛国こそ先に取り扱」うべきであると指摘し、平和の日における日常道徳としての忠君愛国の基礎の上に、「非常国難の場合の忠君愛国」が教えられなければならないという（70頁）。さらに杏村は、職分概念も「職業世襲」という封建的職業観念に拠るのではなく、現今社会の発展状況の中で「その富強その文明を消化しうるだけの人格力」という視点から現代の道徳としての職業観念を盛り込むべきであるという（73頁）。<家族制度と道徳>

ここでは、修身書の第四課「家」について、論評される。杏村によればこの部分は「国体本位の道徳の基礎を我が国の家族制度の上に置かうとして、先づ家の成立を論じ、その家に関連した道徳の孝行や、親類間の道徳を扱ったもの」であるが、その道徳の説き方は「非常に保守的であり、近代生活の空気などはその何処にも見られない」ものであり、「封建時代の家族道徳を説いている」と批判する（75頁）。

そのうえで杏村は「近代人の実際の生活にぴったりと適合した議論」「直ぐに実行のできる議論を聞きたい」と求めている(77頁)。国定教科書の取り扱う道徳はその「社会的基礎が古い」ものであり、その考え方は「保守的で三世も四世紀も古い」という点から批判するのである(78頁)。

教科書の第四課「家」は、家父長制のもとに「戸主を尊敬し」「其の家の繁栄を図」り、「家名を揚ぐる」ことが「祖先に対する務め」であり、また「子孫に対する務め」であることを説くものであるが(修身書9-10頁)、杏村はこれについて、「家族制度を社会的基礎として国民道徳の大本を説かうとした」ものであるが、「家族道徳の見方はすべて封建主義的であり、保守的に過ぎ」、構造が異なる「今日の大多数の家庭」での実践には適さない。「家の観念を押して国家の道徳を言ふ」のではなく「家と国家を全く別々にして、その現実の社会的基礎に適合した道徳」こそ、修身教科書の教材にすべきだと指摘する(80頁)。

#### <孝行と敬老>

ここでは修身教科書の第五課・第六課「孝行」、第七課「親類」、第八課「敬老」を論評する。教科書の「孝行」の冒頭では「家にありて最も大切なるは親子の関係なり。孝は親に事ふる道にして孝道を全うするは家を重んずる所以なり」(修身書11頁)とある。杏村はこの記述について、孝が「人情の自然に基づくもの」としたのは、道徳には感情的基礎が必要であることからして適切ではあるが、孝行の説明に「自然感情の自然発達をのみ高調しているのは感心出来ない」という。すなわち杏村は「感情の自然発展には常に自己批判即ち反省が必要」であるとし、「単純に感情を標準とせず如何に行動すべきかを理性で判断したもの」であることを求めている(91-92頁)。加えて杏村は「教科書を編纂せられた人が儒教道徳の孝道論を殆ど其の儘に取って孝行の説明をした」ことを指摘し、封建主義を基礎とする儒教の道徳観を今日の社会的事情に適合せしめるには、新たな解釈が必要であることを説いている(98頁)。

#### (3)

#### <勉学と貧困>

本章で杏村が論評するのは、修身教科書の第九課から第十二課までである。第九課「至誠」は、二宮尊徳を事例として「至誠は己を修むる上にも他人と交る上にも極めて大切なる徳にして萬善の基なり」(修身書22頁)と説明する。杏村は「いかにも其の通りであって、人間の至誠の感動力ほど恐ろしいものは無い」といい、「今の社会に於いて、大いに至誠心の養成を高調したい」と述べ、「社会の不道徳

をその儘に抛って置かないで、積極的にそれに働きかけ、これを改造して行くことは、人間の至誠心の最大なるものだ」とする。ここには「社会悪の原因が社会の制度や組織にあるとしたら進んでこれを改造することに努力」することを「真に道徳的の行為」と見ると見る杏村の道徳観が窺われる(107-108頁)。

第十課「正直」も尊徳を事例とする。杏村によれば「支配者が自分で支配をしている人間の正直さを見て褒美をやるお話」は「一個の御用道徳」であり、「人間を高い魂へ導く所以」ではなく、「自分が生き生きと活動する上において」「正直なればこそ楽しい」というような例話が必要であると説く(109頁)。

修身書第十一課「勇氣」は、「人は如何なる業を執り如何なる事に当るにも勇氣なかるべからず」で始まる。前半では軍人勅諭を引き、「一般の臣民も亦之を奉体して常に武勇を尚ぶべきなり」と論じ、後半では、勇氣は「平時にありても亦缺べからざる徳」であり、「身を立て家を興し国家社会に尽す」ことも勇氣によると説く(修身書29-31頁)。杏村は、軍人の勇氣が平時の勇氣よりも先に書いてある点では感心しないが、「勇氣は現代人に必要の道徳」という(109頁)。杏村の勇氣とは、「自分の正義と信ずることを敢然と言ひ、不正の排除に向かつては一身の利害得失を顧みずに進む」、すなわち「身の利害を顧みず義に進む勇氣」であり、修身書の説く「より大なる利益を得んがために小なる苦痛に堪へる」ようなことは浅ましいことだと批判する(110頁)。

第十二課「勉学」では、「この課の書き方は実はいけない」と、杏村の批判は詳細で厳しい(111頁)。教科書では「身を立て家を興し世を益せんとする者は学を修めざるべからず。」(修身書32頁)との書き出しで、貧困の要因を無学に帰し、「学を修める」ことが立身の成功因であると説く。これに対して杏村は、「この修身書は、教育を受けることをすべて投資だと見ています。立身するには勉学せよと教へるのです。」と批判し、貧困の原因は「社会の組織」にあり、それを道徳の問題とすること自体誤りであるという(116頁)。この教材を教師はどのように教えるのだろうか、「学問をすると金持ちになり、立身が出来る」という観念を純真な子どもに植えつけることになるのではないかと杏村は問いかけ(117頁)、「実に憂ふべき修身書だと信じます」(119頁)という。

#### <自立自営と反省>

修身書の第十六課「自立自営」について杏村は、「必ず入れなければならぬ性質のもの」であり、教師が子どもに指導する際には、「最初に自立自営といふ概念を教へ、次にその目的、即ち自立自営の道徳

的理論根拠を考へ、最後に自立自営概念をはっきりとのみ込ますやり方を、やはり取るほうがよい思ふ」と指摘する(139頁)。しかし、修身書を見たとき、「何故に自立自営的でなければならないのかといふことを道徳的に考へさせ、その道徳に向かつての良心を子供の心の中に植えつけようとする」のではなく、「自立自営の習慣を養ふことは得であり、その習慣を養はないのは損だ」と教えており、「道徳的なのは得で道徳的でないのは損だ」という道徳観では「道徳なるものは正しく教へられないし、子供の良心は確立しないと思ふ」と述べる(140頁)。

このように、杏村によれば道徳は「自己の義務感に発し、自己の良心に根拠を持たなければならない」(141頁)ものであり、それには「人格そのものの意味から発しなければならない」。すなわち、「人格は他のものによっては濫りに動かされず、自分で自分を処置する自由を持つもの」であり、「自律するが故に人格は人格であり得る」ことを自覚させることによって自立自営の人格的意義を養うべきであるという(142-143頁)。しかしながら、修身書では「第一に道徳の意義を人格概念におかず結局において利害概念の上に置く、第二に道徳の内容を社会的に考へないで個人的に考へるといふことをしているために道徳の意義はよく発揮せられない」と杏村は指摘し(147頁)、「道徳の原理は最初から社会的に考へていくべきもの」であり、それによって「他人と共同する」ことも可能になると締めくくる(148頁)。

#### <質素と礼儀>

修身教科書では、第十八課、第十九課において質素と礼儀の徳目を取り上げる。加賀藩主の前田綱紀をあげて、「人は常に質素を旨とし無益の消費を省きて貯蓄をなし、以て有用なり費途に充てんことに心掛げざるべからず」(修身書50頁)とし、一人ひとりの質素の実行に基く余財の蓄積が「自ら一国の資本を増大し世上の公益となる」(同前)と論ず。この課に対して杏村は「子どもは恐らくこれ程のことを書いて教へずとも先刻既に承知している」とした上で、次のように批判する。まず第一は、社会的な側面からの質素の必要性が示されていないということである。すなわち、生活における質素の意義は個人の問題としてではなく、社会の問題として理解させるべきであるとし、限りある資源のなかで、「他人の生活を顧慮」した節約という、「社会生活における公正の感情」を養うべきであるという(153-154頁)。

第二は労働の尊厳性に関わり、「いかなる生活資料も人間労働の所産であるから、人間労働の尊貴な

ることに対する感情を養って質素でなければならない」事を教えることを求める。すなわち杏村によれば「自分が質素であることは、結局他人の労働を尊重することであり、また他の人格の尊厳性に敬意を表すること」であり、このような感情を「子供の間から人々に養ひたい」というのである(154-155頁)。

第三は「質素ということの根基」に関わる。それは「一種の宗教的といってもよい感情を養ふこと」であり、「東洋道徳の基礎感情であると同時に東洋芸術観の基礎感情」として「東洋人の世界観の基礎」をなしているという(157頁)。それは「自然物そのものを同類の如く感じて、尊重せずにはいられない」という感情から出てくる「勿体ない」という言葉の中に込められた、「自然の中の如何なる一物も空には消費しない」という生き方に他ならない(56-157頁)。これらのことから、杏村は「質素といふ課は決して等閑に附してはならない重要な内容」を含んでいるのであって、宗教生活の基礎としてもまた社会感情の根基としても、「この課の教授に、十分高い、本質的理解を持ち、その理解を体して子供を教育しなければならぬ」という(161頁)。

修身教科書の第十九課は、冒頭で「人にして礼なければ禽獣と扱ふ所なし。されば我等は常に礼儀を守り、小にしては自己の品位を保ち、大にしては国家の体面を全うせんことに努むべきなり」(修身書52頁)と記述され、「礼儀」を扱う課であるが、杏村は「無難な書き方」で、「大体において要を得ている」とし、批判的見解は述べていない(162頁)。

#### <公正と寛容>

修身教科書の第二十課は「公正」について、「我等は他の人人と合同して生活するものなれば、互に自己の分を守りて他人に害を及すべからず」と説き始め、「人として公正を守るは極めて大切なる事なり」と締めくくり、公正を守るのみならず「更に進みて寛容・同情の徳を養ふやう心掛くべきなり」と述べて、次の第二十一課の徳目に関連付けている(修身書55-57頁)。杏村が「この課は法律的権利の基礎概念を教へる意図のものと思えます」(167頁)というように、修身書では、国家と法律と個人について「国家は法律を設けて社会の秩序を維持し、各人の権利を保護し、人人をして平和の生活を営ましむ。法律は一に公正を旨とするものなり」と教え、他者の利益、身体生命、財産、名誉を尊重し、公正を守ることを求めている(修身書55-57頁)。

これらについて杏村は、公正は「人格を離れては考へられない」のであり、その「人格は絶対に尊厳なる主体」であると同時に「人格は絶対の責任者」として人格自身の行為を決定する。ここから杏村は、

人格と社会生活と公正のかかわりについて、「公正といふ事は絶対に尊厳自由であり責任をもって居る人格が、社会生活を結成し、その生活の中に於いて相互の人格を尊重し、相互に人格の活動を損傷せず、進んで相互の活動を発揮せしめる事を意味するのがあります。」(169頁)と述べている。すなわち杏村において「公正」とは、個々の人間が「その個性その能力に正しく匹敵した消費財の支配を各人格が主張する事」なのであって、この意味を「漠然とながらも子供に聞かせて置かないと、子供は徹底的に公正を考へ得ない」というのである(173頁)。

修身書第二十一課の徳目「寛容」は「人は己を持つこと厳にして人を待つこと寛なるべし(中略)寛容は独り一身の為なるのみならず、又実に社会の幸福を致すの道なり」(修身書57-58頁)と説かれる。これについて杏村は批判というよりも「寛容の徳はどうして養はれるか」という点から、「人間をあらゆる方面から見得る修練」を積むと同時に「一面的でない全面的の教養が必要である」と指摘し、社会的に公平な見方に立って自分の小さな我執を離れる事が「寛容を生む」と述べている(178-180頁)。

#### <同情と共同>

これらは修身教科書第二十二課と二十三課で扱われる徳目である。杏村は第二十二課の「同情」の徳目を教えるには、扱われている「瓜生岩」の事績は題材として不適切であり「社会事業といった方が適当だった」としたうえで、「同情に関して我々が教材を取り扱ふ上の注意」として次のようにいう。

第一は、「同情といふ様な感情は、社会道徳感情の基礎になるものであって、それを根本的に養っていなければ、社会道徳は起りやうが無いということ」である。杏村によれば、道徳の基礎は人間が人間らしく品位を持って生きることにあることからして、孤島に生きるロビンソン・クルーソーにおいても道徳はあるのだが、「真に道徳が道徳問題として意識せられるのは、先ず社会の中に個人が生活し、その社会生活に接触した場合である」という。社会の中で、社会的存在としての自己を認識すること、すなわち「人間としての深い自覚」から道徳は発し、「他人を見ること自己の如くである感情」が、自他の境界を越えた感情として養われてくるという(183-185頁)。このように道徳の実践基礎に感情が必要である事を述べ、第二には、道徳感情は「知識によってしきりに錬磨彫琢せられなければならない」ということであり、同情についてみれば、「他人と共通の感情をもつ」ことが知的に錬磨されて初めて、その感情を「社会的本務の感情にまで練り上げ」ることになるという(187頁)。

修身書二十三課の徳目「共同」では、「世の事業には衆人共同の力に須つもの多し」として、共同の精神を養う事に次いで、世の中の治安を害するような事はしてはならないと述べ、公共の用に供するものの尊重を教えている(修身書63-65頁)。教科書の記述の中の「世の治安を害し、秩序を紊る」の一節について、杏村は、これは「思想善導のために挿入したもの」だと批判し、「小学生に対して治安問題秩序問題を言わなければならぬかどうか」と問う。「社会運動組合運動の必要などについては一言の触れるところもなしに、治安維持の必要を高調する」のは、「新興社会運動に対して縷々試みられる無意識な弾圧が、既にこの小学校の修身書においてさへ現れている現象に、我々は驚嘆の目をみひらかなければなりません」と警鐘をならしている(191頁)。そのうえで、杏村は修身書のなかで「共同」について語るのであれば、「その社会的集団の目的理想について、明らかなる知識、明らかなる批評」をもち、「若しもそれが誤っているならば、成員はそれを改造しうる」ということを高調すべきであると批判する(194頁)。

#### <修養>

修身教科書第二十四課では、徳目の総括として「修養」が述べられ、「我等は常に智能を磨き徳性を養はざるべからず」として、学校のみならず、「一生を通じて智能の啓発を怠るべからず」と論ず(修身書65-66頁)。杏村は、この課については特別に批評すべき点もないとし、一般に教育する上で修養について考えておくべきこととして、智能の啓発と徳性の涵養について見解を表明している。

まず智能の啓発について、第一に知識は全体としての統一が必要であることを教師は特に指導すべきであるとし、「知識を民衆の間に常識化する」にも「物知りになるのであってはいけない、その知識を統一してそれと身一つになる修養が肝心」であると指摘する(197-198頁)。第二として、智能の啓発は「持って生れた能力を発達生長させること」であり、それが「直ちに我々の生活の目的」であるという(200頁)。第三に、人生の高い目的として、真・善・美を考えた時、智能と徳性にあわせて芸術的教養が疎かにされてはならないという(202頁)。

徳性の涵養については、第一に道徳を静的に考えるのではなく、「社会生活の変化推移に応じて道徳の内容にもどしどし新しい見方の起こることが必要」なのであり、「常に動的に捕捉すること」を強調している(205頁)。第二に、「絶えず変化しつつある社会生活の活事実に対して、正しい判断をなす」には、「古人の嘉言善行を起誦しそれに拠る」だけ

でなく、「新しい社会眼を養ふ」ことが常に必要であると説く(205頁)。しかし修身書が取り上げる「古人の嘉言」は、儒学の書の中の難解なものが多く含まれており、国民の常識としても必要のないものであり、子どもの学習にも適切ではないものが多いと批判している(206頁)。

#### 4 杏村の修身教科書改造の道筋

以上、杏村の修身教科書批判を教科書の内容に即して検討してきた。杏村は『道徳改造論』の内容には、「特別に新奇の批判は無かったであります、現代社会生活、国家生活を標準として、極めて普通の中正の考へを述べた」(223頁)とはいうものの、文明批評家としての自己認識から、修身教科書の批判を通して「日本の社会道徳、社会生活理想について具体的な見解」を示し、「現代日本の道徳的見方の改造を国民の間に提議したい」(5頁)との意図に貫かれたものであった事は間違いないであろう。

では杏村が国民に提議したいという新たな道徳の見方とはどのようなものであったのだろうか。杏村は『道徳改造論』の第十五章を「結論」とし、「小学修身書はまだまだ立派に、特に現代生活的に改造せられねばならぬもの」であり、その際「いかなる点に留意して改造せられなければならないか」「現行修身書はどういふ点でなほ不十分なものであるか」を述べるとしている(224頁)。次に、その内容を要約し、杏村が示した修身教科書改造の道筋を辿る事で本研究の結論にしよう。

その第一は、道徳の社会性についてである。杏村は「道徳の見方がなほ未だ十分に社会的でない」と申されません」という。すなわち我々の社会生活は「益々濃密に我々の日常生活を決定している」ことからしても「道徳の内容を考える場合には何よりも先に社会生活を考え」ることが必要であるという(225頁)。同時にその一方で「道徳は必ず人格的のものでなければならない」と指摘する。すなわち「道徳は形式としては人格的のものだが、内容としては社会的のもの」であって、両者をどのように関係付けるかは、現代道徳哲学の困難なる問題であるという。杏村はこの問題に対しては人格が「社会生活の中に立っての人格である」という見方をとることで解決できるという。杏村によれば、自らの人格が自律する際には、他人格の自律が必要となるのであり、「他人格に対して自人格の自律を自識した時には、自他人格を同一の立場に於いて眺めている」のであり、その時がすなわち道徳が社会的に顧みられている時であるというのである(226頁)。

第二に、封建時代の道徳にいま固執しすぎてい

る現時の修身書は、時代錯誤であり、今必要とされるのは道徳の「進化」であると杏村はいう。とはいえ、時代が変わり人々が個人主義的になっているとして、それを道徳の基礎となすのではなく、人格が社会的なものであるからには、個人は「社会的に結合せられなければならない」のであって、道徳の見方においても「十分現代的に社会的の見方をとらなければならない」と主張する(227-228頁)。

第三は、明治以来、国家の発展を下支えする勤勉力行の「立身出世」が国民道徳として説かれてきたことを踏まえての改造案の提示である。杏村は現今の修身書においてもこうした立身出世主義に根ざした、「偉いものになれ主義を鼓吹している」と批判し(229頁)、それに代わる道徳として、「個人はそれぞれの能力を以て社会生活の中の一隅を分担し、その能力の最大限を發揮して社会生活の全体的意義に貢献する」という道徳を提示する(230頁)。

第四は、道徳を功利的に説明する事への批判とその改造である。杏村によれば道徳は「人格に発する」のであって、「功利の上に据えつける」ことではない。したがって「自分が斯うしていれば、後にはこんな利益が得られるといった風で道徳をすすめることは間違ひ」なのであり、「子供に道徳を教へるには、やはりこの人格的の立場に立たなければならない」と主張する(231頁)。

第五は、現代に対する視点についてである。杏村によれば、現行の修身書は「現代の社会制度に対する理解が乏しく、社会制度から来た社会悪といふやうなものに対するの同情がたりません」という(232頁)。貧乏の問題についても、とかく道徳的の罪惡に結びつけることで、「子供に卑屈な感情を興へ」ることにもなるのであり、「社会悪ともいふべきものと道徳悪との間にははっきりした区別を置かなければならない。そして社会悪を道徳的に咎めないやうにしなければならない」として、道徳観の転換を促している(232-233頁)。

第六には、「社会改造に努力することを、道徳的のものとするやうにしなければならない」という。社会生活の影響が個人生活の上に強く働いているような現今の社会にあっては、「社会改造への活動をなすことは、道徳的活動として寧ろ第一義的のもの」として、社会悪に対して概ね現状支持的で、これに改造的に働きかける事を勧奨していない修身書の改造を求めている(233-234頁)。

現今修身書に対する以上六つの改造点は、「現行修身書は、もっと社会的見地を取らなければならぬ」(234頁)ということであり、それはまた「修身書はどこまでも现实生活に立脚していなければならない

い」という点に集約しうるであろう。「修身書の社会化」「道徳の見方の社会生活化」(235頁)こそ、現行修身書の批判を通して杏村が何よりも急務として提示した結論であったといえるだろう。

本研究は、土田杏村の教育観と教育目的論を考察し、それとの関連において『道徳改造論』を対象に、昭和初期の修身教科書批判と改造の方向を明らかにしてきた。今後はこのような杏村の教育に関する見解の思想的系譜を明らかにしていくことを課題としたい。

注

- 1 土田杏村『道徳改造論』1931年、第一書房、全236頁。1935(昭和10)年刊『土田杏村全集』には、『道徳論』の題名で収載されている。以下『道徳改造論』の引用は、第一書房版により引用文の後に頁を記載。
- 2 上木敏郎『土田杏村と自由大学運動』(誠文堂新光社、1982年、11-49頁)。
- 3 清水真木『忘れられた哲学者—土田杏村と文化への問い』(中央公論社、2013年、5頁)。
- 4 同上213-214頁。
- 5 岡田敬司『「自律」の復権』ミネルヴァ書房、2004年、2頁。
- 6 『土田杏村全集 第五卷 宗教と道徳』(編纂者 務臺理作) 解題、第一書房、1935年。
- 7 先行研究として、山口和宏が「土田杏村の道徳改造論」(『近畿大学教育論叢』第20巻第2号、2009年、近畿大学教職教育部)で、『道徳改造論』の第一章から第三章までを考察している。
- 8 山口、前掲論文。
- 9 土田杏村『教育の革命時代』1924年、中文館書店、序文。国立国会図書館近代デジタルライブラリー。以下、同書からの引用は引用文の後ろに頁数を記す。
- 10 村井実『道徳教育の論理』(『村井実著作集』第四巻、昭和62年、小学館、316-317頁)。
- 11 同上書、317頁。
- 12 同上。
- 13 同上書、317-318頁。
- 14 同上書、320頁。
- 15 村井実『道徳は教えられるか』(『村井実著作集』第四巻、23頁)。
- 16 土田杏村『思想問題』(『土田杏村全集 第三巻 現代思想批判』11頁)。
- 17 同上。
- 18 同上書、59頁。
- 19 同上、61頁。
- 20 国民教育研究所編『改定近現代日本教育小史』国民教育研究所編、1973年、99頁。なお、中内敏夫『日本教育のナショナリズム』第三文明社、1985年、21頁参照。
- 21 宮田丈夫編『道徳教育資料集成』第二巻、1959年、第一法規出版、275頁。
- 22 同上。
- 23 高等小学修身書では、巻頭に「教育ニ関スル勅語」「戊辰詔書」がそれぞれ見開き二頁で掲載され、第1課から第26課まで全74頁よりなる(『高等小学修身書卷一児童用』大正二年、著作兼発行者文部省)。
- 24 前掲注21。276頁。
- 25 唐沢富太郎『教科書の歴史』創文社、1956年、342頁。
- 26 唐沢富太郎編著『日本の近代化と教育』第一法規出版、1976年、136頁。
- 27 土田杏村「宗教的態度とは何か」(『土田杏村全集』第5巻、214頁)。
- 28 土田杏村「現代社会における宗教生活の確立」(『土田杏村全集』第5巻、212頁)。
- 29 唐沢富太郎、前掲書(注30)、542頁。
- 30 同上、541頁。
- 31 同上、543頁。
- 32 同上、544頁。
- 33 『土田杏村全集』の編纂者の一人で、哲学・宗教・道徳・教育に関する部門を担当した務臺理作による全集第五巻の解題。
- 34 杏村が批判した高等小学修身書は、『道徳改造論』が公刊される年の前年1930(昭和5)年より修正編纂された教科書が使われた。
- 35 『土田杏村全集』第15巻、解題、21頁。
- 36 清水前掲書(注3)、5頁。
- 37 石島康男他編『日本民衆教育史』1996年、梓出版社、209頁。
- 38 「修正国定教科書編纂趣意書第二編」(宮田丈夫編『道徳教育資料集成』第二巻、177頁)。
- 39 同上、177-178頁。
- 40 土田杏村『自由教育論』(『土田杏村全集』第6巻、「教育目的論」、189頁)。
- 41 土田杏村「自由といふ事の意義」(『芸術自由教育』1921年、13頁。古市将樹「土田杏村の社会教育論にみる教育観の転換の構造」(日本社会教育学会紀要。2002年、38号参照)。
- 42 『高等小学修身書卷一児童用』(大正2年、著作権発行者 文部省)、1-3頁。以下、同書からの引用は引用文の後ろに頁数を記す。